

官民競争入札等監理委員会
第335回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第335回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和8年4月21日（火）14:01～15:22

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会
2. 標準例の改正（案）について
3. 報告について
 - 国土交通省／建設工事統計調査 調査業務
4. 実施要項（案）について
 - 経済産業省／エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）
 - 総務省／総合無線局監理システム運用技術支援等の請負
5. 事業評価（案）について
 - （国研）情報通信研究機構／（国研）情報通信研究機構の情報システム運用業務
6. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について
7. 「公共サービス改革基本方針（原案）」について
8. 閉 会

<出席者>

（委 員）

石田委員長、中川委員長代理、石川委員、大見委員、岡本委員、奥委員、小尾委員、川澤委員、近藤委員、辻委員、中島委員、林委員、前田委員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官

○石田委員長 それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、第335回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は議事次第のとおり、2から7について御議論いただきます。

それでは、議事次第2の「標準例の改正（案）について」御審議をいただきたいと思えます。

それでは、事務局より御説明をお願いします。

○事務局 標準例の改正案につきまして説明いたします。

まず、標準例についてでございますが、実施要項のひな形として、実施機関に参考にお示しをしているものでございます。こちらに関しましては、例年、この年度替わりのタイミングで改正を行っているものでございます。

それでは、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5をそれぞれ御覧いただければと思います。まず、資料1-2でございますが、今回の標準例の主な改正点を一覧にして取りまとめてございます。続きまして、資料1-3、官民・民間競争入札実施要項標準例（施設の管理・運營業務）でございます。続きまして、資料1-4、民間競争入札実施要項標準例（試験実施業務）でございます。資料1-5、標準例改正箇所（抜粋）となっております。それぞれの資料について、説明いたします。

まず、資料1-3標準例の改正でございます。こちらは、国土交通省が作成している建築保全業務共通仕様書がございまして、この共通仕様書は、各府省庁等において、主に一般的な事務庁舎で建築保全業務を実施する際の参考として作成されており、おおむね5年ごとに改正を行っております。

この共通仕様書の具体的な目的としては、共通仕様書の適用による委託する業務内容の明確化、業務品質の確保等を図ることとございまして、内容としては、建築保全業務で実施されています事務庁舎の定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、清掃、執務環境測定及び警備の各業務について一般的な保全業務の作成項目と、標準的に実施される作業内容、実施周期等を示してございます。

資料1-3の官民・民間競争入札実施要項標準例におきましても、各業務及び項目の分類は、共通仕様書の内容にならっているため、今回の共通仕様書の改正に伴い、標準例の改正を行うものでございまして、資料の青字の箇所が修正されているところでございます。

続きまして、資料1-4、標準例の試験でございます。昨年度の標準例の改正に関する当委員会の審議におきまして、オンライン出願化の流れを踏まえた標準例の試験の全面的な内容改正の検討について御指摘を受けたところでございます。

事務局としましては、御指摘を踏まえ、これまで官民競争入札等監理委員会で審議を受けました試験の実施機関に対して、現時点の仕様書等を提供いただき、そのうち紙出願及びオンライン出願の両方の記載となっているものを基に、今回、標準例の試験に、オンライン出願に関する記載の追加を行ったものでございます。

続きまして、資料1-5でございますけれども、こちらは、令和7年度の監理委員会の

審議におきまして、委員から複数回御指摘を受けて、標準例に記載の不備が認められたものにつきまして、修正等を行ったものでございます。

具体的な内容は、資料1-2を御覧いただければと思います。まず、資料1-2のNo3から6に記載がございますけれども、標準例の別紙で、従来の実施に要した人員の単位につきまして、米印で注意書きを記載いたしております。

次に、No7でございます。記載例に、「委託」「委託費」となっていますが、請負業務に関しては「請負」「請負費」と修正するように、指摘をうけて修正したものでございます。

続きまして、No8と9でございます。標準例の本文が「請負」にもかかわらず、別紙の情報開示の項目で「委託」となっているため、別紙の項目を修正したものでございます。

No10でございます。業務の引継ぎに関しまして、昨年度の改正で、費用の負担について明確化したところでございますが、引継ぎ事項等に関して不明確な場合がございますので、注意書きしたものでございます。

No11でございます。本文中の不可抗力免責・危険負担の記載箇所に関しまして、不可抗力免責に関する記載がなかったため、記載を追記したものでございます。

なお、資料1-5は、資料1-2の修正箇所について、具体的な記載内容を青字見え消しで記載していますので、御参照いただければと思います。

なお、今回の標準例の改正案に関して、本日の監理委員会での審議に先立ち、3月12日から25日に委員の皆様方に事前照会させていただきまして、委員の方からの御指摘を踏まえまして、事前照会の内容から修正した箇所について説明いたします。

標準例の記載で、「適切に」や「快適な」に関して、解釈の余地がない表現に改めることができないか、との意見がございました。こちらは、資料1-3の57分の40ページでございます。「適切に」と「快適な」が、施設によって具体的な状況が異なることが想定されるため、これまで審議を受けた実施要項案を参考に、「適切な・快適な」という内容について解釈の余地が生じないように、標準例の本文に、実施機関において以下の参考事例を参考に具体的に記載すること、と注釈をつけさせていただき、事例を掲載しております。

また、資料1-4を御覧いただければと思います。46分の16ページの⑧と、46分の18ページの⑮でございます。標準例の試験に関しては、「適切に」の指摘箇所が業務に係る具体的な作業手順の内容であったため、⑧、⑮では、解釈の余地が生じないように、直接文書を修正して「適切に」の内容を明確化しています。

これらの修正箇所について、資料1-2では、No12から14の3項目を事前照会から追加したところでございます。

続きまして、資料1-4の標準例の改正案では、委員からの御指摘を踏まえて、2か所修正しています。

1つ目でございますけれども、資料1-4の46分の9ページでございます。受験願書等の審査の箇所ですが、青字の「オンラインの場合」の文章は、仕様書の事例を参考に記

載しているところでございます。この文章の1行目のオンラインの場合について、そもそも記入漏れや入力誤りがあると入力が完了しない場合が多いのではないかと、という御指摘がございました。この点につきましては、複数の試験の実施状況も踏まえ、該当箇所を削除することといたしました。

また、2行目でございますが、こちらの免除通知書に関する御質問がございました。免除通知書は、試験の出願前に試験の免除科目を審査して決定し、受験者に通知するものでございますが、この免除通知書が一般的ではなかったため、こちらを「書類等」に修正させていただいており、文章に免除申請についての指摘事項として、免除通知書を発行する場合、その発行に必要な各種証明書類の提出についても、オンラインでの申請を可能とすることが望ましい、との意見があった、と記載させていただくこととしました。

2つ目の修正箇所として46分の14ページでございます。民間事業者の業務に、オンライン出願受付システムの維持・管理が含まれる場合は、その業務について記載すること、との改正案を記載していましたが、この点について、何を記載するか、との御指摘がございましたので、仕様書の内容を踏まえ、事例を記載することといたしました。

なお、この後の御質問に関しましては、1点御留意事項がございまして、今回、改正案を作成するに当たり、複数の試験の実施機関に様々な事例をお聞きし、その事例を取り寄せたところでございますけれども、試験の実施機関側から、試験の公平性を担保する観点から、個別の試験の運用実態や判断、検討状況につきまして、公表することは差し控えていただきたい、との御依頼がございましたので、個別の試験名等につきましては、この後に作成いたします議事録においては非公表とさせていただくなど、調整させていただきたいと存じます。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございます。では、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○林委員 よろしいですか。

○石田委員長 では、林委員、お願いします。

○林委員 事前に想定していたところから、状況が変わったということに関して発言します。今のイラン情勢とかを踏まえると、不確実性みたいなことがすごく増している中で、事業者の皆さんには、当監理委員会の使命もそうですが、競争ができる環境で入札に参加していただいて、仕事を取ってもらいたい。そのことが政府の事業実施をスムーズに進めていくということだと思うのですが、前提条件が、非常に不確実性が増している中で、契約を取れるのかな、取れないのかなというのが、この直接標準例とイコールではないのですが、それでも検討の範囲になるところと、範囲にならないところがあると思うのです。

今回出していただいている、例えば、資料1-2の11番のところ、これはOA関係で、不可抗力によってできなかった場合は責任はないですよということです。これは、ほかの案件で使っているものに今回はOAも合わせるということなので、この記載が、すで

にされているのだと思うのですが、何をもって不可抗力とするのか。どんどんこれから事態が悪化すれば、今、既に受けた仕事も、これから受けようと思っている仕事もできなくなっていく。ある程度、事業者が、このときは免責していただけるのですね、みたいなことが具体的に分からないと、今みたいな状況というのは、去年とか、おととしに想像できたわけではないと思うので、その不確実性という観点から、この中身はこれでいいと思うのですが、この後、事態が進行していけば、事業者により入札に参加していただけるような環境整備という意味で、政府調達に関わっては、これはもうちょっと不可抗力に当たるよねみたいなこととして、決めるときが来るのではないかと、というふうな思いがございいます。

その点について、今時点で事務局のほうで御所見があればと思います。

以上です。

○谷口参事官 事務局でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

そうですね、委員の御指摘のところはもっともでございますが、なかなか、これはケース・バイ・ケースということで、免責をするときには、事業者さんと実施機関のほうで話し合うということがございますので、その中で、今の段階ではそうやって、そこで事例ごとに判断していくのかなと思っております。

また、事例の積み重ねがあれば、こちらとしても、それが類型化できるかどうかというのを検討していきたいとは思っておりますが、今のところは、そのような状況でございます。

○石田委員長 どうぞ。

○吉田事務局長 追加でコメントをさせていただくと、通常こういう国際情勢が国内、国全体に影響を与えるときというのは、何らかの政府全体の統一的な判断ということをされるのが、過去、通常はありました。我々としては官房を通じまして、内閣の判断も情報収集しながら対応したいと考えております。

○石田委員長 御回答ありがとうございます。林委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

それでは、標準例の改正案については、監理委員会として異存はないということにいたします。ありがとうございます。

それでは、議事次第3の「報告について」御審議をいただきたいと思っております。

小委員会Aの1件、「国土交通省建設工事統計調査について」事務局より御説明をお願いいたします。

○谷口参事官 それでは、事務局より、国土交通省の建設工事統計調査、調査業務につきまして御説明いたします。資料2を御覧ください。

建設工事統計調査ですが、建設工事や建設業の実態を明らかにすることを目的としまし

て、国土交通省が実施します統計法に基づく基幹統計でございます。一連の定型業務を民間へ包括的に委託することとして、応札者を確保するために、市場化テストの活用の希望があったものでございます。

その後、国土交通省におきまして、この統計調査について、オンライン調査を導入することとなりまして、オンライン調査導入後の検証などを行う必要があるということで、市場化テストを延期したいということでございまして、2年前の監理委員会で御了承いただいたところでございます。

その後、オンライン調査につきましては、令和7年度より導入されておきまして、回収率ですとか、回答状況を検証しながら、システムの改修や業務プロセスの改善が行われているところでございます。

その一方で、この統計調査のうち受注統計調査におきまして、回答者の誤報告によって、GDP速報の数値にも修正が生じることになってしまった事案が発生いたしました。これを受けまして、国土交通省の中で設置されました統計品質改善会議におきまして、大幅な調査方法自体の見直しも含めた議論が、現在、行われているところでありまして、この議論の結果によっては、業務の内容が大きく変わる可能性もあるということから、現時点においては、市場化テストを実施する環境が整っていない状況であるということでございます。

このため、建設工事統計の両調査ともに、統計品質改善会議における議論の状況も踏まえ、一連の定型業務を包括的に民間委託する環境が整った段階で、市場化テストを実施することとしたいということでございます。

以上、2年前は、オンライン化の状況を見て市場化テストを実施するというところでございましたけれども、現在、このような状況であるという現状を御報告するものでございます。

事務局からの御説明は、以上でございます。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。ただいま、御説明がありました内容について、御意見、御質問あるいは御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

小委員会Aの報告については、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは次に、議事次第4の「実施要項（案）について」御審議をいただきたいと思えます。

実施要項案については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Aの1件、経済産業省エネルギー消費統計に係る調査実施等事業について、主査の中川委員より御説明をお願いいたします。

○中川委員長代理 それでは、エネルギー消費統計に係る調査実施等事業の民間競争入札実施要項案について、資料3-1、入札監理小委員会における審議結果報告に従いまして、御報告申し上げます。

本事業は、経済産業省資源エネルギー庁が実施する、我が国の産業部門・業務部門にお

けるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー環境政策の企画立案を図るための基礎資料を得ることを目的とした、一般統計調査に係る業務でございます。

事業期間は、令和8年10月から令和11年9月までの3年間です。

市場化テスト1期目の事業評価において、1者応札など競争性の確保等において課題が認められたものです。小委員会での審議においては、事業の評価を受けて行った対応を踏まえ、新規事業者参入の視点等から御議論をいただいております。

具体的には、実施要項案の審議結果に記載がございますように、電子調査票の開発については、新規事業者が既にあるものを利用できるよう、現在使用しているものは貸与するという読み取れるように、分かりやすい記載を実施機関に求めました。その結果、電子調査票については、資源エネルギー庁から貸与する、令和7年度調査で利用した電子調査票に必要な修正を加えて利用する旨、新規参入者にも分かりやすく修正していただきました。

また、再委託事業者からの再委託を禁止する旨を分かりやすく記載するように、実施機関に求めました。その結果、文意を明確化する観点から、当該記載の内容を修正していただきました。

このほか様々な御意見をいただき、これらについても実施機関で御検討いただいたことから、事業の質の確保、また、競争性の確保に向けて、よりよい実施要項案に見直されたものと考えております。

私からの御報告は、以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。では、ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問ある委員は、御発言をお願いいたします。中島委員、お願いします。

○中島委員 委員長、ありがとうございます。資料3-1の関係で、1点確認の質問をさせていただきたいと思っております。

資料3-1の2の市場化テストの実施に際して行った取組についての(1)のところの解釈ですけれども、2段目から、「入札における競争性改善と、本調査の精度及び信頼性の担保を考慮し、過去最高の実績値ではなく、直近の実績値をもとに設定」とあるのですが、この入札における競争性改善と本調査の精度及び信頼性の担保というところの意味を、もう少し具体的にお教えいただけないかなというのが、質問の内容です。

質問の意図なのですけれども、最初にその上の3行を読んだときに、過去最高の実績値まで達成をしていないから、直近の実績値を基に設定したという書き方で、これですと、達成できないから達成できているところに下げたよというように、一義的捉えられてしまうかなということが気になりました。今、達成している実績値であっても、十分この調査の目的は達成できているから、これで大丈夫なのだという考え方を確認したかったという意図でございます。よろしく申し上げます。

○石田委員長 事務局、お願いします。

○谷口参事官 では、事務局よりお答えいたします。ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますが、まず入札における競争性改善という点では、あまり高い目標を掲げますと、事業者にとって負担になってしまうということがございますけども、一方で調査の精度、信頼性の担保を考慮するいうところも、統計調査を行う上では重要でございます。

ただ、この点は、経産省における有識者会議におきまして、統計調査として、この72%は非常に高い水準ではないかと。統計調査としては、ちょっと高過ぎる水準ではないかという御指摘もあったところでございますが、先ほど申し上げました競争性改善と、あとは統計調査に求められる精度、こちらのバランスを勘案して、目標値を設定したというところでございます。

○石田委員長 中島委員、よろしいでしょうか。

○中島委員 ありがとうございます。

それでは、これは私の考えということで、御検討いただければありがたいという程度のものでございますけれども、まさにこの当委員会の中でも、今、おっしゃっていただいた点を確認した上で、今回の決定については妥当だということを、議事録などにしっかりと残しておく必要があるのかなと思ひまして、今、このような質問をさせていただきました。

具体的にこれで十分目的を達成できると、この監理委員会でもそう判断をしたので、これについて妥当という決定をしていくのだというプロセスを、明確に残していただければありがたいなと思ひます。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございます。それでは、今、中島委員が御指摘のように、オンラインの回答率の目標で、十分に統計調査の信頼性精度は担保されるということで、これは認めるということにしたいと思ひますが、それについて、御異議、御質問がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

では、十分この目標値でも統計調査の信頼性や精度が担保されるということで、今回は、72%以上という過去最高の実績値ではなく、回収率を直近のものに下げるということを認めたいと思ひます。

では、ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、これまでとさせていただきます。

公共サービス改革法第10条第5項の規定により付議されました実施要項案については、監理委員会として異存はないということにいたします。

次に、小委員会Bの1件、「総務省／総合無線局管理システム運用技術等の請負について」主査の川澤委員より説明をお願いいたします。

○川澤委員 資料4-1に沿って、御説明申し上げます。

まず、事業の概要、1ポツでございます。本事業につきましては、無線局数の増加に伴う行政事務の増大に対応するため、システムの統合運用を行うものでございます。

システムの概要としましては、無線局全般にわたって申請受付、審査、免許記録作成から電波監視各種情報の提供を行うものであります。現在、ガバメントクラウドに基盤を移行するため、令和7年1月から国民向けシステムの運用を先行開始し、令和9年1月から、職員向けシステムの運用開始を予定しております。

次に、事業期間でございますが、令和8年9月から令和11年3月の2年7か月間、市場化テスト第3期目でございます。

これまでの経緯としましては、(2)でございます。第2期の事業評価におきまして、競争性の課題に課題が残るとして市場化テストが継続となりました。ただ、その時点で令和6年12月に機器の交換やベンダーロックインの排除等を主目的としたシステムの刷新を計画していたため、刷新の効果が期待できる次々回の契約から、市場化テストの対象にするということになっております。

その後、2ページ目でございますけれども、次期システムをガバメントクラウドに構築するに当たって、先ほど申し上げました国民向けと職員向けに分けて段階的に実施する方針であるということで、令和8年1月以降に市場化テストの再開となりました。

2ポツ、市場化テストの実施に際して行っていただいた取組でございます。幾つもの工夫をしてくださっておりますけれども、その中の何点か、(1)でございますけれども、現行システムでは、システムの構築と導入する特定の機器やソフトウェアとがひもづいているために、構築に関わった者以外による運用が困難であったところ、今般の刷新によって、デジタル庁が運用する政府全体のガバメントクラウド上に構築することで、物理的な機器の保有が不要となることや、サーバーの設定やリリース作業の自動化を容易にして、運用者のノウハウに大きく依存しない環境構築、運用が可能となる、この点は非常に大きな点であったと思います。

このような工夫を行っていただいた上で、3ページ目、実施要項(案)の審議結果について、何点か御報告申し上げます。

まず、論点1でございますが、事業名について、適切な事業名に変更する必要があるのではないかとこのところで議論がございました。対応1にございますとおり、事業名から「次期システム更改に向けて」を削除して、適当な事業名に変更していただいております。

また、2つ目でございますが、先ほど、国民向け、職員向けという2つのシステムが、先行・後続稼働するというふうに申し上げましたが、この辺りの文言に分かりにくさがございましたので、文言の統一という形で修正をさせていただきました。

ほかにも論点3といたしまして、対象業務の質でございますけれども、対象業務の質以外に、サービスレベルアグリーメントが設定されておりましたが、重複感があるのではないかとこのところで、その点につきましては、適切な修正をくださったというふうに理解をしております。

最後4ポツ、意見招請の対応につきましては、3者から13件の意見が寄せられ、3者を含めた競争が図られることということを期待しているところでございます。

御報告は、以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。では、ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いします。

○谷口参事官 事務局より、補足説明をさせていただきます。

こちらの管理システムの実施要項の記載につきまして、事前に1点、委員長のほうから御指摘がございました。具体的には、この実施要項の185分の144ページ。こちらの中段、4ポツ目でございますが、「閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。ただし、主幹室が認めた場合に限り、別紙の請求と同等の扱いとする」との記載に関しまして、別紙の請求と同等の扱いとは、どのようなことであるかという御指摘をいただいております。

これにつきまして、実施機関のほうから記載内容を分かりやすくするため、閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。ここで一旦区切りまして、次にポツを追加しまして、主幹室が認めた場合に限り、表10-1、次の146ページでございますけども、表10-1に示す別紙(公開資料である別紙1から9を除く)の閲覧も可能とすると、修正するのはどうかという提案が実施機関のほうからございましたので、本日の資料には反映しておりませんが、こちらのほうも併せて、御審議のほどをよろしく願いできればと存じます。

以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。今の件も含め、そのほか御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

では、岡本委員、お願いします。

○岡本委員 ありがとうございます。私のほうからは、幾つかあるのですが3点だけ、まず、発言させていただいて、残りは、また事務局のほうに提出いたします。

資料4-2ベースなのですが、資料の185分の7ページにあります、一番上のNo.3のところの、無線局管理(運用)の記述なのですが、業務概要のところを見ますと、3か所、何々に定められた下で必要な措置とか、「下で」というふうなことがあるんですね。例えば、4行目の電波法第38条の22に定められた下で必要な措置。それから、その次の次の行で、電波法関連法令第73条に定めた下で定期検査。それから、下から2行目の電報法102条の3に定められた下で届出内容と。この「もとで」か「した」だか、ちょっと読み方はどちらかだったと思うのですが、これはどういう意味なのでしょうかがというのが質問です。まず、第1点です。よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。「下で」というのは、実施機関に聞かなければ正確には分かりませんが、その法律で定められているとおりに、定められたことに従ってという意味だと思います。

○岡本委員 なるほど。私自身は、こういう表現をあまり見たことがないので質問しているのですが、例えば、4行目の電波法第38条の22に定められた必要な措置ではない

のですね。

○事務局 定められた下で。

○岡本委員 定められた必要な措置ではないのですね。そういう確認です。

○事務局 そういう意味では、その法律に定められたことに従って、そこに必要な措置が書いてあることに従って実施するということです。

○岡本委員 なるほど。ちょっと書き方が、違和感がある書き方だと思うのですが、確認していただければ、一度。

○事務局 分かりました。どうしてこういう表現を使ったのか確認いたします。

○岡本委員 多分、役人やっていた方も、えっと思われているのじゃないかなと思うのですが、よろしくをお願いします。

それから2点目なのですが、185分の27。一番上のイ、業務の内容、これは、先ほど標準例のときにも議論があったのですが、適切に実施すること。この「適切に」という表現が、私は前から気になっていまして、これは受け止めた方の主観的判断が入り得るのだと思うのです。ですから標準例でも、できるだけ客観的な表現に直していただきましたが、こちらと同じような意味合いにおいて、できる限り解釈の余地が入らないと申しますか、客観的判断ができるような表現のほうがいいのではないかなと思います。難しいと思うのですが、そのような努力をしていただければなというのが、これは意見も含めて申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

それから最後、40ページ、185分の40、⑬の誓約書というところがあるのですが「本請負を完了できることを証明する書類」これは前も議論になったのですが、この証明というのは、どの程度すればいいのかというのが、読んだ方、入札をする方が、ちょっと不安を感じるのだと思うのです。ですから、この証明というのがどういう意味なのかというのが、明確にできればいいのではないかなと思いました。

以上、3点申し上げて、あとはちょっと細かい点があります。これは事務局に提出いたします。よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○石田委員長 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問ある委員は、よろしいですか。

では、私から。185分の27のカ、ユーザーの利用満足度調査で、(ア)職員からの問い合わせ対応と、(イ)国民からの問い合わせ対応について、(ア)については、これは、アンケートは電子媒体なのか、紙なのか書いていないので、ぜひ御記載いただきたいということと。

次、(イ)については、利用者に対してアンケートを取ることなのですが、(ア)の職員からの問合せ対応は年に1回の割合と書いてあるのですが、(イ)のほうは何も書いていないので、これは都度なのでしょうか、また、(ア)と同じように紙媒体か、電子媒体か

という質問を、本委員会の前にしたところ、(イ)については「これは電子申請促進イベントの際にするアンケートなのです」というお答えをいただきました。今度はそうすると、また芋づる式で、電子申請促進イベントというのは何ですか。事業者は誰ですか。この業者がやるのですか。そのイベントは、一体どんなものなのですか。このイベントに来る人は、実際に1回ヘルプデスクを利用した人なのか、そうでないのか等々を教えてください。さらにヘルプデスクの利用者アンケートも、紙なのか、口頭なのか、電話等の自動音声なのか教えてください。

それから次に、似ているヘルプデスクがあります。185分の17で、国民向けシステムでヘルプデスク業務というものですが、これは、平日の8時半から5時と、それから、ウェブフォームの365日24時間がありますが、これらについて、よくある質問と回答を作成するというのは、この業務の中には入らないのですかということと、365日24時間受付をしているのであれば、チャットボットという対応は検討しないのですかという質問です。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。まず、185分の27ページの職員からの問合せ対応についてですが、これは年1回なのですけれども、基本的には紙で実施しております。

次に、国民からの問合せ対応で、ここで、回答で申し上げましたイベントというのは、185分の133の3.1.5その他の上から9つ目のポツがありますけれども、ここに「地方局の電子申請促進イベントに参加し、操作方法の解説等主幹室の補佐を実施すること」「イベントは、地方局ごとに年1回程度開催される(令和6年度は9回実施)」という、このイベントを実は想定してしまして、確かに27ページには書いておりませんので、ここにこの国民からの問合せ対応のところの冒頭に一文というか、文言を追加させていただいて、「地方局ごとに年1回程度開催される電子申請促進イベントの機会を捉えるなどして」という文言を加えさせていただこうかというのが、実施機関の今の案となっておりますので、御了承いただければ、そのように修正したいと思います。

あと、アンケートのやり方については、今のところは紙ベースを想定して書いてあるのですけれども、委員長の御意見もごもっともで、その詳細について案があるわけではないので、同じところに「なお、利用者に対するアンケートの実施方法の詳細については、主管室と調整及び承認を得ること」という一文を追加して、主管室と業者で調整をしながら適当なもの、適するものを採用する方向で検討していきたいと、実施機関からは聞いております。

それから、電子申請促進イベントの実施主体は誰かということですが、アマチュア無線局等の関係団体が主催しているところに、総務省としてブースを1つ出展して、そこで電子申請の普及等に関して操作方法等を解説するというのをやっていて、業者は、その補佐をここでやるというような状況を示しています。

次に、ヘルプデスクについてですけれども、よくある質問と回答については、185分の23のところ業務内容として、(オ)運用サポート業務、A、問い合わせ管理というところ

ころに、「さらに問い合わせ等の記録内容を分析し、FAQの充実、対話型FAQの活用等により、問い合わせ対応の効率化及び職員、国民へのサービス向上を図ること」というふうにしておりまして、よくある質問と回答の作成は実施して、業務内容にも含まれております。

それから、365日24時間受付時にチャットボット対応はしているのかという御質問については、先ほどのよくある質問と回答のところで読ませていただきましたが、そこに「対話型FAQの活用」という文言がありますので、チャットボットについても検討しております。

以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございます。今の件について、私が185分の23のところを読み落としていました。ありがとうございます。

185分の27のユーザーの利用者満足度調査の（イ）国民からの問い合わせ対応については、133のほうで「電子申請促進イベントに参加し」ですというお話がありましたが、電子申請促進イベントの参加者というのは、通常のユーザーではないと思うのですが、どうですか。その場合には、これは、ユーザーの利用満足度調査にならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 現時点では、こういう形式なのですけれども、御懸念のところを踏まえまして、先ほどの一文を付け加えました、「なお利用者に対するアンケートの実施方法の詳細については、主管室と調整及び承認を得ること」のところの主管室の調整で、そこも含めて、どういう頻度で、どういう形式で、どういうときにアンケートを取るのかというのも含めて、そこで調整をしたいというのが実施機関の意見となっております。

○石田委員長 ありがとうございます。でもこれは、実施要項ですよ。主管室と何について調整するのか、具体的に書かれていないと分からないと思うのですが、そこはぜひ利用者、電子申請促進イベント以外の利用者満足度調査については、年に何回程度やるのか、紙でやるのか、電子でやるのか、その他について具体的に主管室と事前に協議すること等を書いていただくとありがたいです。それから職員からの問合せ対応は、年1回の割合で紙ということですので、これも今どき紙は、その後の集計作業も大変ですから、アンケートの実施については、「電子での実施を認める」と書いてもらいたいです。実施要項の標準例では、電子媒体を勧めています。そのため、実施方法が紙と分かった以上は、紙は駄目とは書かなくてもいいですが、「電子媒体での実施を認める」にしてもらいたい。主管庁には、ぜひ電子でやったほうが、その後も効率的だし、逆にこちらに入ってくる業者も、紙でやれって言われたらすごく大変だと思いますので、御検討というか、御確認というか、こちらの意見を伝えていただきたいと思います。

○事務局 承知しました。

○石田委員長 では、そのほかに。辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。資料4-2の185

分の133でございます。

この資料のほかのページもそうなのですけれども、この133ページ拝見すると、この中黒ですか、ポツが使われていて、10個以上あるんですけれども、多分今後、ある記載部分が問題になったときに特定が困難ですので、黒ポツではなくて、例えば①、②とか、書き方はお任せいたしますけれども、番号とかア、イ、ウ、エ、オとかに変えていただくと、より使いやすくなるのかなと思いました。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。実施機関のほうに伝えて、検討していただきます。

○辻委員 ありがとうございます。

○石田委員長 そのほかにも御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

ではまず、岡本委員御指摘のもの3点については、実施機関と文言の修正と要確認ということで、「なるべく適切に」と言うと怒られるのですが、御対応いただけるようお願いいたします。

それから、私のほうの利用者満足度アンケート調査についても、できるだけ御対応いただけるよう調整していただけたらと思います。

では、これでよろしいですか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項案については、今申し上げたところを確認・調整していただくということで、監理委員会として異存はないということにいたします。ありがとうございました。

それでは、議事次第5の「事業評価（案）について」御審議をいただきたいと思います。小委員会Bの1件、「国立研究開発法人情報通信研究機構情報システム運用業務について」事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 資料5に沿って御説明いたします。

本事業は、機構の職員がクライアント端末を用いてインターネット閲覧や、メール送受信等の一般的なサービスを利用するためのシステム運用のほか、機構の研究活動へのネットワークサポート等を行うものであり、平成24年に市場化テストに選定され、今回は5期目の事業評価となります。

評価の結論は、市場化テストを終了することが適当としております。終了（2）としております。

具体的な評価の中身についてですが、サービスの質については確保されております。

実施経費については、2期目以降に様々な業務が追加されておりましたが、その追加業務に係る経費を控除した上で、今期の経費と比較をしたところ17.4%の経費削減が認められております。

他方で入札結果は、引き続き1者応札となっております。競争性改善のための取組としましては、5期にわたって、例えば各種要件の明確化ですとか、常駐要件の緩和、各種情報開示等の改善策を講じてきておりました。

このような状況で、終了プロセスに移行した理由としましては、大きく3点ございます。

委員会からの御指摘や事業者ヒアリングを踏まえまして、事業分割についても検討してきたところですが、事業分割については、1点目、2点目にまとめてあるのですけれども、まず、1点目に、サービス単位での分割については、第1期から第5期目まで、運用対象や監視強化等を段階的に積み増していった結果、複数の機能やシステムを一体として運用できるよう、運用設計、手順、体制を密接に連携させたつくりとなっているため、安定運用の観点から分割は困難な状況ということがございます。

2点目につきましては、拠点単位での分割については、本事業が拠点間の共通ルールによって横断的に運用することで品質と効率を確保しているため、分割すると各拠点が同等の運用要員を一定数確保する必要が生じ、運用管理のコスト増大を招きかねないといった事情がございます。

最後の点につきましては、事業の特殊性なのですけれども、本事業はサポートデスクというのがあるのですけれども、一般的な問合せの一時受付にとどまらず、担当SEが常駐、または遠隔により、受付から解決までの管理等を一体的に運用しているといった状況がございます。さらに運用改善や障害対応といった専門性の高いSE業務を行っていることから、特殊性があると言えるのではないかとしております。

これらを踏まえまして、総務省としては、市場化テストの取組だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないと考え、終了プロセスに移行することが適当との評価（案）としております。

本件は、3月27日の入札監理小委員会Bにて御審議いただいております。小委員会では、分かりづらい表記等への修正に関する御指摘があったほか、現状では、終了プロセスに移行することはやむを得ないと御意見がありました。

ただしこの先、システム更改を行う際には、できる限りシステムの分離を可能とする形で調達し、複数者が参加できるように進めてほしい、1者しかできない現状は、事業継続性にも関わってくるという趣旨の御指摘がございました。

総務省としてもこういった意見を受け止めまして、実施機関には今後の対応を求めたく、その旨を評価案に追記しております。追記した内容は、「今後、本事業の競争性を確保するために、情報通信研究機構において、適切なタイミングで複数の事業者が参入可能となるようなシステムへの見直しを検討することを求めたい。この点は事業の継続性を担保する観点からも重要である」といった2つの文を追記しております。

説明は以上となります。

○石田委員長 ありがとうございます。ただいま、説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は、御発言お願いいたします。では、岡本委員。お願いします。

○岡本委員 ありがとうございます。結論に異を唱えるつもりはないのですが、なぜ適切にこだわるかということをもう一度申し上げたいのですが、これの2ページを見ていただきたいんですけど、確保されるべきサービスの質が確保されたというのが1つの大き

な理由になって、もう終わってもいいだろうというふうになっているのだと思うのですが、記述を見ますと、確保されるべき水準、(2)の一番上の業務の内容で、対象公共サービスの内容に示す運用業務を適切に実施することを確保してくださいということが実施要項に書いてあったとすると、評価として、適正に実施されている。要するに、何をすればこの業務のサービスの質が確保されたかということが、うまく伝わらないのですね。多くの事業者、新たに参入される方は、どこまでやっていったらいいかということがよく分からない状況で、手を挙げなきゃいけないというふうになるのだと思います。

ですから、例えばサービスの内容を示す運用業務が、そのとおり実施されるということとを求めているという意味において適切と言っておられるのだったら、そのとおりに書けばいいのだと思いますし、もっと具体的に書けるのだったら、明確にその水準を客観的に「適切に」というように解釈の余地が入らないような質を、やはり実施要項なんかで書いておくべきだということ先ほどから申し上げているつもりで、できれば今後は、「適切に」とか「快適に」とか、先ほどの議論にありましたように、そういうふうにはならないような表現を、やはりそれぞれの実施機関において求めるべきではないのかというのが私の申し上げたいところなので、ぜひ、事務局においては、お含みおきいただきたいなど、あえて申し上げました。ありがとうございます。

○石田委員長 岡本委員の御指摘はごもっともですが、これはもう評価のところでは実施要項に「適切に」と書いてあったので、今回は致し方ないと思うのですが。

○岡本委員 そうですね。

○石田委員長 今後は実施要項に「適切に」としていると、最後の評価も「適切に」になってしまうので、何が適切だったのか分からず解釈の余地が発生しないように、実施要項から、きちんと明確に書くようにということですね。

○岡本委員 それを、できるだけ競争性があるようにというふうに持っていくためには、新たな人を呼び込まなきゃいけないということだと思いますので、それを明確にしたほうがいいのじゃないかという意味です。よろしく願いいたします。

○石田委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問なりございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

それでは、評価案については、監理委員会としては、異存はないということにいたします。

では次です。一般傍聴者が入室しますので、少々お待ちください。

それでは、議事次第6の「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定結果等について」御審議をいただきたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○谷口参事官 御説明いたします。お手元のほうに資料6と、資料6の参考資料を御用意いただければと存じます。

2月の監理委員会におきまして、今年度、新たに市場化テストの対象とする事業の選定状況につきまして、中間報告として御報告させていただきました。その際に、次の調達結果などを事務局において整理して、改めて委員会に御報告するとしておりました。本日は、その結果を御報告するものでございます。

なお、本日御報告する内容は、改革小委員会の委員の皆様にも御報告をしているところでございます。

それでは、資料6の参考資料のほうを御覧いただければと存じます。2月の段階では、9つの事業を選定の候補としていたところでございますが、表の青塗りをしております4つの事業、こちらにつきましては、その後の実施機関の取組によりまして、複数応札になってございます。競争性が改善されたということでございまして、今回は選定を見送ることとしたいと存じます。

それでは、資料6のほうを御覧ください。したがって、新たに市場化テストの対象としましては、資料6の次のページの表にございまして、残りの5つの事業を選定することとしたいと存じます。この5つの事業につきましては、今年度の基本方針の別表に追加をするべく、引き続き実施機関と調整してまいりたいと存じます。

また、36事業を改善要請事業ということで、引き続きフォローをさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。それでは、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象事業の選定の結果等については、本案のとおりといたします。

続きまして、議事次第7の「公共サービス改革基本方針（原案）について」御審議をいただきたいと思っております。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○谷口参事官 事務局より御説明いたします。資料の7と、参考資料のほうを御覧いただければと存じます。

基本方針は、公共サービス改革の推進に関する政府の方針でございまして、総務大臣はこの基本方針を毎年度見直しまして閣議決定することとされておりました。その際に、この委員会の議を経ることとされております。

この基本方針の閣議決定でございまして、各府省との調整を経まして、例年6月の下旬から7月に行っております。委員会への付議は、6月を予定しております。

本日はそれに先立ちまして、各府省と調整前の事務局の案として、お示しするものでございます。

この基本方針ですが、公共サービス改革を推進するために政府が取り組むべき共通的事項を定める本文と、個別事業を定める別表とで構成されておりました。この別表に追加する事業につきましては、先ほど御説明したとおりでございまして、これから御議論いただ

きますのは、本文のほうでございます。

この基本方針の本文に定めます事項につきましては、公サ法に規定されておりまして、構成としては法施行の当初から大きな変更はございませんけれども、今年度は、第1章の意義及び目標におきまして、市場化テストの実施と密接に関連します昨今の社会経済情勢に関して、政府全体の認識ですとか、方針と足並みをそろえまして、アップデートをしております。

また、経費の削減につきましては、これまでの事業評価の御審議の中で経費を比較する際に、業務内容の増減ですとか、人件費などの上昇を考慮した、コスト削減効果を御議論いただいている事業も既にごございますけれども、昨今、人件費・物件費が高騰して、これを適正に転嫁していくということが求められている中で、市場化テストによって、ただ単に経費を削減すればよいとの誤解を招くことがないよう、「実質的な経費の削減」という表現に変更してはどうかと思っております。

このほか、内容が重複する記載ですとか、文脈上、不要と考えられるような記載を整理したところでございます。

こちらの改正案でございますが、この委員会に先立ちまして、委員と専門委員の皆様にご意見照会をさせていただきました。数多くの御意見をいただきありがとうございます。皆様から御意見をいただきまして、最初にお示しした案から修正したところを紹介させていただければと思います。

まず、1ページ目でございます。限られた財政の中で質の高い公共サービスを提供していかないとけないという、法施行以来の課題というのは変わっておらず、これにさらに人手不足という状況が加わって、状況はさらに厳しくなっているということ。

そして、こうした中で公共サービスの在り方がこれまで以上に問われており、委員会としても、もっと事業の在り方を厳しく見ていく必要があるというニュアンスを出すべきではないかというような御意見をいただきまして、こちら第1章、意義及び目標の中で、修正をさせていただいたところでございます。

それから、2ページ目の13行目でございます。こちらにつきましても、この御意見を踏まえまして、「事業の評価の的確な実施をより一層推進する」と、トーンを強めた書き方に修正してございます。

次に、4ページ目の7行目でございますが、こちらは、民間事業者に実施させるというような表現になっておったところを、「民間事業者に委ねる」というような形に修正してございます。

それから9ページ目でございますが、9ページ目の19行目、括弧の米印の2行目のところでございますけれども、どういった場合に実質的な経費の削減があるといえるのか分かりやすくしたほうがよいという御意見をいただきました。正直なところ、これは事業によってケース・バイ・ケースだと思います。評価の際に個別に見ていくしかないところではございますけれども、委員から御示唆いただきましたように、民間事業者の創意工夫によっ

て効率的に事業を実施することで、業務経費の削減に結びついた。そういった場合には、その取組による経費削減分を評価するというようなことは、もちろんあることだと存じますので、その趣旨が分かりやすくなるよう、「効率的な事業の実施による経費の削減に資する取組」というふうに表現を修正してございます。

長くなりまして恐縮ですが、基本方針の改正につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。では、岡本委員、お願いします。

○岡本委員 ありがとうございます。事務局からお話がありましたように、幾つか指摘をさせていただいて、大部分を取り入れていただいたのですが、これは平成18年の法律ということは、もう20年近くたっている枠組みの中で、公共サービスの見直しで、不断の見直しを行ってきて、毎年見直しをされているという趣旨は理解しますので、今日いただいたこの案文について異議があるわけではありません。

ただ、先ほど参事官がおっしゃったように、これから各省と協議をされていく原案ですよ。だから、事務局はこういうふうに考えているという意思表示だと思うので、この20年たった法律の枠組みの中で、どういうことをやっていこうとしているのかという、ある意味で事務局の意思を表明するいいチャンスでもあるのだと、私は思います。

難しいことがいろいろあるのは、よく分かっているつもりなのですが、先ほど冒頭の林委員の話にもあるように、もう20年たって環境が大きく変わっている要素が幾つもある。戦争の話を出されましたけど、そうじゃなくても経済の状況であるとか、人員の話もありましたから。これは、入り口で競争性を導入することによって、よりよい改善を進めていこうという意向の下でやっていった。民間というか、市場に任せれば、もっといいものができるのではないかという発想の下でやっていったのだと思います。それはそれで意味があったと思うのですが、それから20年たって、今、求められているのは、参事官がおっしゃったように、経費の削減というのは、実質的な経費の削減、これは非常に苦しい言葉の扱いだと思うのですが、求められているのが、この公サ法の改革をやっていって、結果としてどのようなサービスが、受け手である国民であるとか法人だとかに、よりよい効果が出てきたかどうかというところが求められているので、そのうちの大きな要素は経費の削減かもしれませんが、もっと行政サービスの効果として、こういう受益があったということが本来は求められてあるべきだと思います。

ですから、そういう方向に、「公共サービスの見直しは」ではなくて、公共サービス改革の不断の見直しをやっていくべきだというのが、1つ目の意見なのです。ですからもう少し、俺たちはチャレンジするんだよという意向が出たほうが、私はありがたいと思っています。淡々と粛々と20年前の法律の枠組みに基づいて、環境の変化を取り入れて改善できているのは重要なことですが、そろそろその前の法律の前提が、難しいのではないかと。申し上げれば、入り口の競争性の改善は重要ですが、出てきた効果がどの程度改善

されたかということも、もっと強く見ているのだという意味の改革の見直しというのが、やはり必要なのではないかなという気がしてならないのです。

ですから、すぐにそれはできないのでしうし、また、政治の判断もありますから、すぐそういうふう結びつくとは思いませんけども、やはり実務を担当されている事務局で、ある程度メッセージを各府省に出すチャンスでもあるので、そこは何かやっていただくことができないものかなと。これほどは強く事前に参事官には、申し上げませんでしたけど、やはりそういう意向があつていいのかなと思います。

その中で求められるのは、やはり公サ法の枠組みでやっていって、どれほど公共サービスが国民、あるいは法人を含めた国民にとっていいものになったかという、そのチェックだと思うのですよね。ですから、後の評価が重要なのですが、その評価のときに、これもまた別にそればかり言うわけじゃなくて、いろんな解釈ができるような表現が入っていると、なかなかうまくそれが伝わってこない。ですからやはりそこは、もう少しいろんな意味において組み込んでいただきたい。

今年はこれでいいかと最終的に思いますけど、これ以降、毎年見直しをされるのであれば、そういう積み上げを、どこかのタイミングで踏み出していきたいなと思っています。ある程度、エールを送るつもりで言っているつもりでもあるので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○石田委員長 何かお答えされますか。

○吉田事務局長 では、私から。ありがとうございます。私がここに着任したときに、やはり枠組みが変わっているということは意識していましたし、今もしております。

その中で、今できる限りの文言の変更内容、ないしは、改善ということをやってきたんですけれども、今の岡本委員からのエールを受け止めさせていただいて、引き続き、チャンスを狙って、より意思、メッセージを出していきたいと改めて思ったところでございます。

以上です。

○岡本委員 よろしくお願ひいたします。

○石田委員長 かなり重い御指摘だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

どなたか。辻委員、お願ひいたします。

○辻委員 辻でございます。説明ありがとうございます。

私からは、皆さんの参考資料に条文集があると思うのですが、委員会限りの参考資料を御覧いただきまして、条文を公サ法の第3条1項でございます。1項の2つ目の下線部分の真ん中ぐらいに、「より良質かつ低廉な」という文言がございます。ポイントはこの「より」という単語と、「かつ低廉な」という単語でございます。

今回のこの原案で、令和7年度から変更が記載された原案の1ページ目の第1章、意義及び目標の部分でございますけれども、これの4行目を御覧ください。「国民のため、より良質かつ低廉な」というこの条文が引用されていたところでございますが、この「より」

という文言と「かつ低廉な」という文言が、今回は削除されております。

これは恐らく従前、議論されていたような世間の変化を受けて、「かつ低廉」という部分をちょっと後退させるような外観になっているかもしれませんが、念のためこの辺り、「より」という単語と「かつ低廉」というこの理念に書かれている単語を、削除なされた御趣旨を教えてくださいませんか。

○石田委員長 お願いいたします。

○谷口参事官 御指摘ありがとうございます。こちらは、決して効率的に事業を実施するという姿勢を捨てたものではございませんが、やはり公共サービスは、これまで皆様の御議論にあったように状況が変わっていく中で、やはり質の高い公共サービスを持続的に提供することがこれからの課題であると考えまして、「持続的に」というような文言入れさせていただきました。

それとの兼ね合いで、ここに「より良質な」というふうに書くと、この「持続的な」という言葉とちょっと整合的にならないと考えまして、あえて文脈上、取らせていただいたということでございます。

決して、より良質なサービスを目指すというようなスタンスを変えたというわけではないということは、御理解いただければと存じます。

○石田委員長 辻委員、よろしいですか。

○辻委員 分かりました。ありがとうございました。

○石田委員長 どうぞ、岡本委員。

○岡本委員 今の点ですけど、辻先生がおっしゃるような趣旨をより強調するのは、一番最後のところに「より良質かつ低廉」を消して「効率的な公共サービス」という表現が残っているの、同じ表現上に入れたら、「より」を復活させて、「低廉」というのを「効率的な」と、それでは駄目なのですか。

○谷口参事官 私が申し上げたのは、この「持続的に提供」というところと文脈上合わない。

○岡本委員 合わない、そういう意味ですか。

○谷口参事官 はい。そういうことでございます。

○岡本委員 合わないのですか。

○石田委員長 ほかの委員は、よろしいですか。

すみません。私も事前に申し上げていなかったもので。今のお話を伺っていて、「低廉」というのは、これだけ物価と、それから人件費が高騰している中で、「低廉」は駄目だけど「経済的」というのであればいいかなと思うのですが。「経済的」は、どこかに入れていただけないですか。

自治体の監査だと、「経済的」「効果的」「効率的」という文言を使います。「低廉」ではなく「経済的」、より無駄をなくして、その中でも最少という意味で「経済的」であれば「低廉」に置き換えてもいいかなと思います。次年度以降でも結構ですので、御検討いた

できればと思います。

ほかに。せっかくですので御意見、御質問のある委員は。よろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。これまでの議論を踏まえては、もう大丈夫ですね。

事務局から発言はありますでしょうか。先ほどの、特に岡本委員の指摘は重たかったと思うのですが。

○吉田事務局長 御議論ありがとうございます。基本方針（原案）及び事業選定に関しまして、御審議を本日はいただきました。改めてお礼申し上げます。

先ほどの委員長からの御意見等々も踏まえまして、必要であれば微修正も考えつつ、今年、ちょっと国会の期間が若干見えにくいのですけれども、7月をめどぐらいで閣議決定を念頭に置きながら、引き続き検討をしていきたいと考えております。

また、本委員会は6月にも開催して、最終的にこういう形でということで、再び御検討いただこうかなと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○石田委員長 それでは、公共サービス改革基本方針につきまして、来る6月の官民競争入札等監理委員会において、委員会として議了したいと思います。事務局においては、引き続き作業を進めてください。

では、一般傍聴者が退出しますので、少々お待ちください。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了しました。

これで本日の監理委員会を閉会します。ありがとうございました。

— 了 —